

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度に係る 指定医の申請手続について

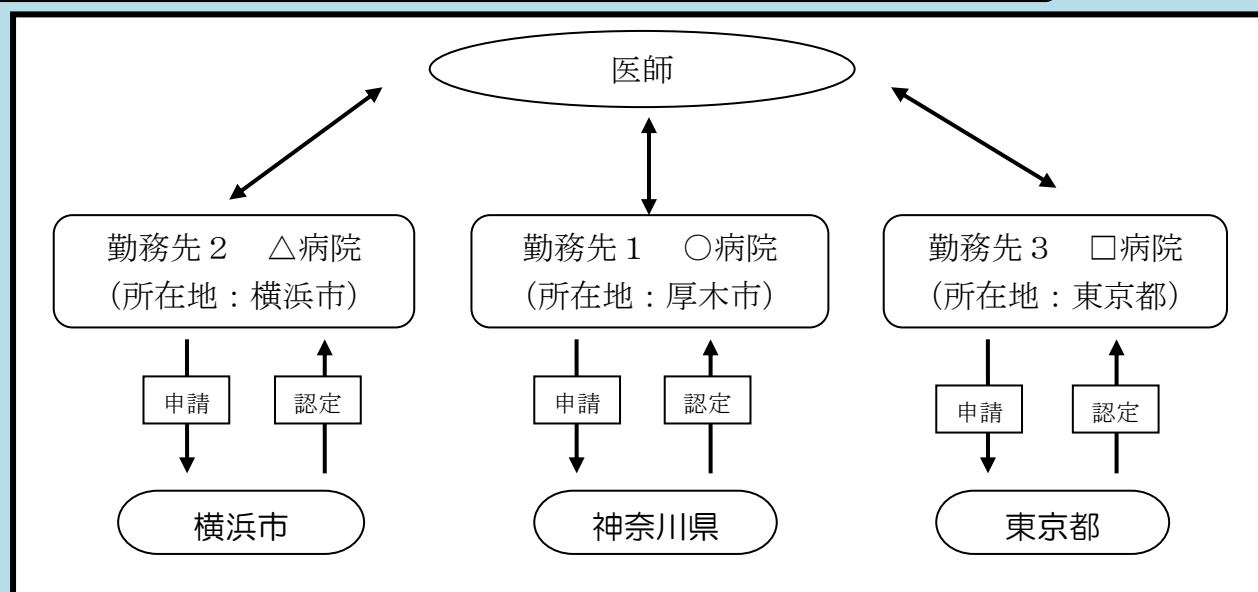
平成 26 年 5 月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成 27 年 1 月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。

新制度では、申請者が医療費助成の申請書に添付する医療意見書を作成することができるのは、都道府県知事、指定都市長及び中核市長(都道府県等)の指定を受けた指定医のみとなります。

なお、知事や市長の指定を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関(指定医療機関)であれば、指定医がいなくても診療を行うことはできます。(指定医療機関に勤務していても、指定医でなければ医療意見書の作成はできません。)

指定医の指定を受けるには、医療意見書を作成する医療機関の所在地がある都道府県等ごとに申請手続が必要となります。(神奈川県内の、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市に所在する医療機関に勤務している場合、それぞれの自治体に申請が必要となり、4 市以外に所在する医療機関に勤務している場合は、神奈川県へ申請します。)

## 指定医の申請イメージ ～医師が 3 箇所の病院に勤務している場合～



## 1 指定医の職務

(1) 小児慢性特定疾病の支給認定に必要な医療意見書を作成すること。

### ○医療意見書について

医療意見書については、疾病ごとに様式が細分化されています。様式の選択については、医学的判断を必要としますので、各医療機関(各指定医)において、下記のホームページより最新の様式をダウンロードし、作成します。

◆参考◆小児慢性特定疾病情報センターホームページ <http://www.shouman.jp/>

(2) 国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。具体的には、当該調査及び研究に資する情報の提供を行うこと。

登録管理システムに登録すること。

現在、厚生労働省において、患者データ（医療意見書の内容等）を登録する「小児慢性特定疾病登録管理データ運用事業」の準備を進めています。開始時期や運用方法等については、決まり次第お知らせします。

## 2 指定医の要件

以下の①、②の要件を満たし、かつ③又は④のどちらかを満たすこと。

- ① 診断または治療に5年以上（臨床研修を受けている期間を含む）従事した経験があること。
- ② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
- ③ 厚生労働省が定める学会が認定する専門医の資格を有すること。※1
- ④ 神奈川県知事が行う研修を修了していること。※2

※1 専門医のリストは神奈川県小児慢性特定疾病医療費助成制度のページ

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f417255/index.html>) をご覧ください。

※2 研修は、Web研修として実施します。詳細については、小児慢性特定疾病指定研修についてのページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f417255/p1091905.html>) をご覧ください。

## 3 その他

- 指定医として指定した場合は、指定通知を申請者住所又は申請者勤務先医療機関へ送付します。
- 指定医については、神奈川県小児慢性特定疾病医療費助成制度のページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f417255/index.html>) にて、勤務先医療機関、氏名等を公表します。
- 指定内容に変更等があった場合は、変更の事項及び変更の生じた年月日を神奈川県知事に届け出る必要があります。
- 指定の有効期間は5年間です。5年ごとに更新手続きが必要となります。

## 4 申請書方法

### 【必要書類】

①小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書

※ 様式は、神奈川県小児慢性特定疾病医療費助成制度のページ

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f417255/index.html>) からダウンロード  
できます。

②医師免許証の写し（裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと）

③専門医に認定されていることを証明する書類の写し

※ ②と③については、A4サイズとすること。

### 【申請先】

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課

「小児慢性特定疾病指定医担当」まで

【問合せ】 電話 045-210-1111 内線 4673